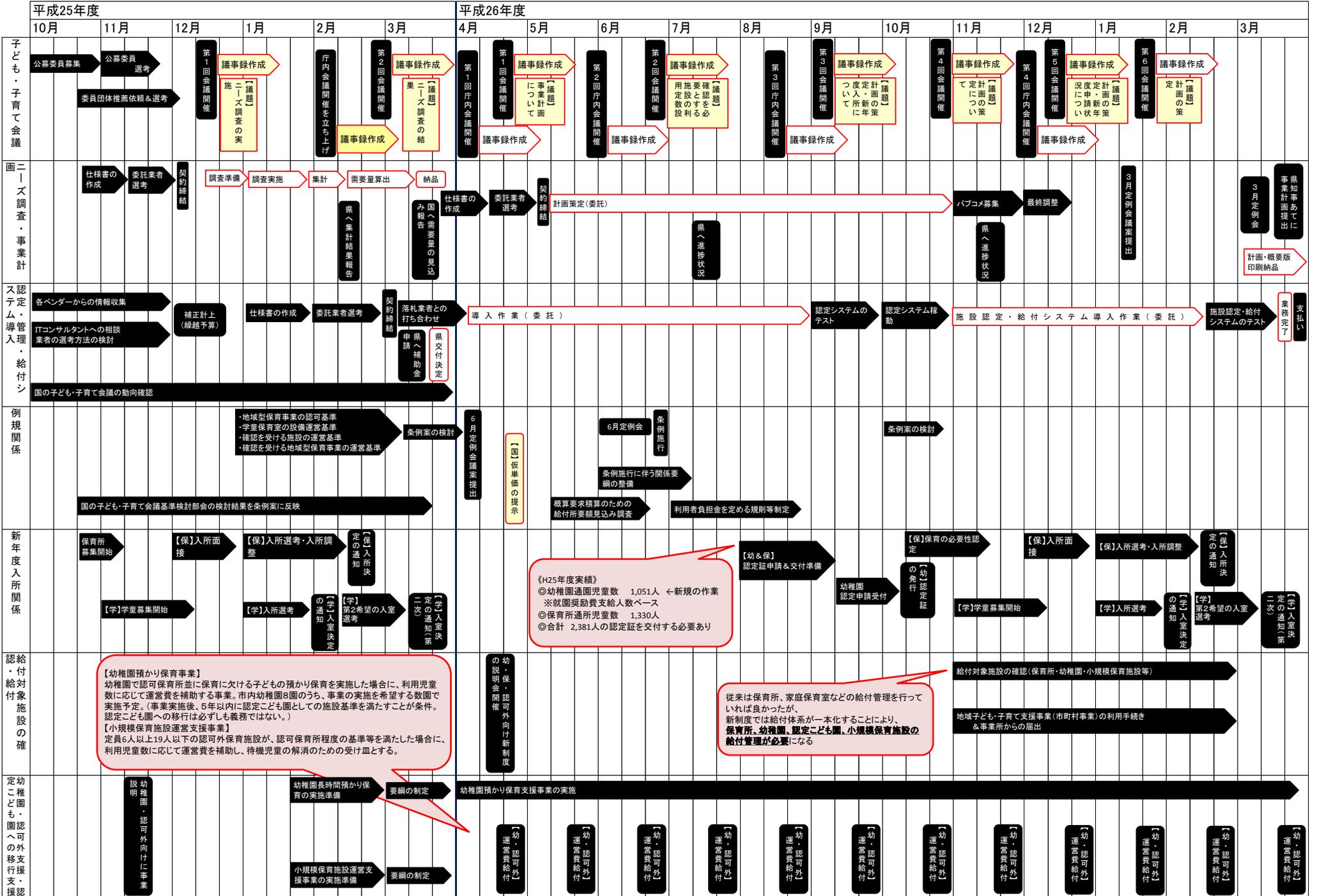


子ども・子育て支援新制度実施に係る施行準備スケジュール(予定)



【幼稚園預かり保育事業】
幼稚園で認可保育所並に保育に欠ける子どもの預かり保育を実施した場合に、利用児童数に応じて運営費を補助する事業。市内幼稚園8園のうち、事業の実施を希望する数園で実施予定。(事業実施後、5年以内に認定こども園としての施設基準を満たすことが条件。認定こども園への移行は必ずしも義務ではない。)

【小規模保育施設運営支援事業】
定員6人以上19人以下の認可外保育施設が、認可保育所程度の基準等を満たした場合に、利用児童数に応じて運営費を補助し、待機児童の解消のための受け皿とする。

《H25年度実績》
◎幼稚園通園児童数 1,051人 ←新規の作業
※就園奨励費支給人数ベース
◎保育所通所児童数 1,330人
◎合計 2,381人の認定証を交付する必要あり

従来は保育所、家庭保育室などの給付管理を行っていたが、新制度では給付体系が一本化することにより、**保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設の給付管理が必要**になる